

よこはま健康空手倶楽部 会員規約

第1条 (名称・目的)

当組織はその名称を「よこはま健康空手倶楽部(以下、「倶楽部」という)」と称し、空手の基本稽古の習熟を通じ、誰もが「人生 100 年時代」を元気に過ごせるよう、安全・安心に長年継続することで、心身の健康を維持、発展することを目的とします。

また、ミドル・シニア世代層の社会参加と仲間との交流・親睦を促進することで、日本社会からシニア層の「フレイル(加齢による衰え)」と「孤独」を一人でも減らしていくために貢献することを目的とします。

第2条 (所在地)

倶楽部が主催する健康空手教室(以下、「教室」という)の活動の主たる拠点は、神奈川県横浜市磯子区西町12-8 エイセキビル3階とします。

2. 活動の拠点は代表者や運営上の都合により、変更になることがあります。

第3条 (代表者、運営及び指導)

倶楽部の代表者、運営、及び教室における指導は、江利川宗光が行います。

2. 代表者は倶楽部運営上の必要に応じて、運営事務局、代理指導員、その他の担当者を任命し、権限の一部を委任することがあります。

第4条 (入会及び会費の支払い義務)

倶楽部への入会希望者は、入会用紙を記入し、初月の会費(受講料)と合わせて代表者に提出する事で入会の手続きとします。入会した受講者(以下、「会員」と言う)は以降の受講料の支払いは、指定された銀行口座への振り込みまたは、現金による代表者への払い込みとします。尚、物価の高騰、経済情勢の変動により年会費・受講料が不相当となったときは、金額を変更する場合があります。

2. 会員は翌月の会費を前月末までに納めていただくこととします。

3. 月の半ばに入会する会員は、当月の会費(受講料)を入会日以降の残日数による日割り計算(100円単位未満、切り捨て)により収めるものとします。

第5条 (休会・退会・変更の届出)

休会、退会を希望する会員は毎月20日までに各種用紙を提出することとします。20日を過ぎて申告されますと翌月分の受講料が発生します。

2. 前月の20日以降、または月の途中で退会・休会される場合、当月分の受講料として支払われた会費はいかなる理由であれ、返還いたしません。

第6条（受講資格）

会員は、自身の責任において健康管理を行えるものとし、健常な中高年者が行う一般的運動に適した健康状態である者としてします。また、倶楽部の目的を理解し、規約を遵守できる方に限ります。

第7条（会員の遵守義務）

会員は教室内では指導員または準ずる係員の指示に従い、エチケット及びマナーを守り、他の受講者に迷惑をかけないようにしなければなりません。また、自身の健康管理に十分注意し、各自の責任においてご参加お願いします。本規定に定めのない事項、ルールについてはパンフレット・掲示物等の規定に準じるものとしてします。

第8条（会員資格の取り消し）

倶楽部の名誉を著しく毀損した会員、及び倶楽部の諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合があります。

2. 会費(受講料)を代表者の許可なく2か月以上滞納した場合、本人の同意なく入会資格を取り消します。

第9条(反社会的勢力の排除)

会員は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者をいいます)に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとしてします。

2. 会員が前項の規定に違反した場合には、倶楽部は事前に通告することなく当該会員の資格を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとしてします。これにより会員に何らの不利益または損害が生じたとしても、倶楽部は一切の責任を負わないものとしてします。

第10条(開講制限)

天災、災害、疫病、法令の改廃、経済情勢の変動、倶楽部の改編、教室施設の補修点検、指導員の業務等、やむを得ない事由が発生した場合、本教室は休講又は時間を短縮し、開講制限を行うことがあります。本規約の改廃、変更については代表者が決定し、その効力はすべての会員に及ぶものとしてします。

2. 会員の教室への受講回数及び前項の開講制限に関わらず、毎月の会費(受講料)は全員一律定額としてします。

第11条（免責事項）

会員は、一切の言動を自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認するものと

し、開講中に起きた傷害、盗難、疾病、会員同士のトラブルその他不慮の事故においては、指導員による故意または重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償から代表、指導員、事務局等、倶楽部運営に関わる者を免責とすることに同意したものとします。

第 12 条(個人情報取り扱い)

倶楽部入会の際に提供される会員の個人情報は、イベント情報や利用のご案内の連絡、利用登録名簿に利用することを会員は承諾したものとします。また、運営者はそれらの諸連絡を実施するにあたり、個人情報を厳重に管理、利用いたします。

第 13 条(肖像権の取り扱い)

倶楽部の運営を行うにあたり、事業活動・広報活動等のために、写真・動画・画像等を使用して制作するホームページ、インターネット、イベント等の展示に使用することがあります。

[附則]

1. この規約は 2024 年 4 月 1 日より施行する。